

香川県人権・同和政策協議会（第31回）会議 議事要旨

日 時：令和8年3月26日（木）13：30～15：40

場 所：県庁本館 21階 特別会議室

出席者：荒谷委員、岡内委員、岡本委員、金子委員、城門委員、富島委員、中西委員、
野郷委員、萩池委員、松浦委員、吉井委員、谷川委員、淀谷委員

1 開会

<委員19名中13名出席により、協議会開催の定足数充足>

2 議事

(1) 香川県人権教育・啓発に関する基本計画の見直しについて

事務局から計画の見直しについて報告し、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 2、3 参照

(2) 香川県人権教育・啓発に関する基本計画の推進状況について

事務局から計画の推進状況を報告し、令和7年度の事業等について説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 3～5 参照

(3) 最近の人権をめぐる動向について

「部落差別のない社会の実現に向けた取組」について、事務局から説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 5、6 参照

3 その他

○ 主な質疑応答及び意見：p 6、7 参照

4 閉会

○主な質疑応答及び意見

議事1 (1) 香川県人権教育・啓発に関する基本計画の見直しについて

委員：

資料1-1の3ページの「(7)外国人」のところについて、多文化という言葉が今回は入っていないが、異文化でも間違いではないと思いますが、今よく使われている多文化というのが適切ではないのでしょうか。「多文化を尊重する」に言い換えていただく方がいいのかなと個人的には思います。

また、「異なる習慣」というところも「様々な」とか、もっと大きなグローバルな言葉に変えていただくことが好ましいのかなと思います。

事務局：

異文化と多文化の言葉の違いにつきましては、自分がある他のものを見る時に異文化という言葉を使い方をし、自分も含んだたくさん文化があるところが多文化としているところです。御指摘のように、他の人を理解する、他の人を知る時の最初のきっかけとして異文化という言葉を使っているところでありますけれども、多文化という言葉は日常的に使われるようになりましたので、そちらへの置き換えも含めて考えたいと思います。

委員：

資料1-1の2ページの一番下の行のところですが、インターネット差別事象監視班において、部落差別に関する侵害情報の早期発見と情報流通プラットフォーム対処法を活用した削除申出の取組みとありますが、インターネットの差別事象というのは部落問題も非常に重要な問題ですが、それと同じぐらい様々な問題がある。これは部落問題に限った話なのか、あるいはそれ以外についても、侵害情報の早期発見と同法を活用した削除申出は考えているのでしょうか。

事務局：

インターネット差別事象監視班の削除申出の取組みは、平成15年から開始をしており、その際、部落差別を対象として監視活動を始めたという経緯がございます。その後、コロナハラスメントを対象にしたことはありましたが、平成15年から一貫して部落差別を対象にして取り扱ってきたという経緯がございます。これについては引き続き実施していきます。

委員が御指摘の他の人権課題については、当課に人権相談窓口を設けております。そこに個別の相談があれば、女性の人権課題であれば女性の担当課、あるいは子どもの課題であれば子どもの担当課と協議をしながら、削除申出の取組みについて相談、協力しながら進めていく、そのような整理をしております。

委員：

経緯については分かりました。部落差別問題は非常に重要な問題だと思っていますので、取組みを続けていただきたいのですが、一方でそれ以外のものについては、今の話だと、申出を受けてという、県としては受身の対策なので、様々な問題はあると思いますが、他についても、部落差別と同様に非

常に重要な問題もありますので、引き続き、県から動いていくような体制も整えたらいいのかなと思うのですが、様々難しい問題があると思いますので、現状については理解しました。

会長：

一番の問題は人員の問題があるかなと思いますけれども、インターネット上の差別発言は本当に年々悪化している問題ですので、ぜひ、できれば幅を広げていくこと、また御検討いただければと思います。

全く内容に関わらない形式的な質問ですが、「こども」の「こ」の字が漢字から平仮名になったのは、これは国の法律的な用語が変わったということですか。

事務局：

おっしゃるとおり、この令和5年にこども基本法ができ、令和7年度に県もこども基本計画を策定いたしましたので、こどもという概念を平仮名でつけさせていただいております。

こどもというのが、今までは18歳までという形で、概念的にあったものを、青年期を含めた18歳以上の、例えば30歳未満、もしくはそれ以上の発達段階のものもすべからく「こども」ということで、漢字の「子ども」ではなく、平仮名の「こども」で、「こども」の概念を考えていこうというところを聞いてございますので、そのような形をとっています。

議事（2） 香川県人権教育・啓発に関する基本計画の推進状況について

委員：

高齢者の項目で、基本計画は3ページにあるような文言が追加された見直しが出てくる感じだと思うのですが、今後の課題なのかもしれないのですが、確かに御高齢の方、認知症の方が増えていく中で、ようやく社会の中で暮らしていくという新たな認知症観に至った、そうした施策をされるということかと思います。その中で、市民後見人養成事業ですが、認知症については、けっこういろいろな偏見、分からないからこそ周りの市民の方もどう受け入れて、協働していったらいいのか、戸惑いがまだまだ世の中にあると思っていて、市民後見人という方の手を借りて生活していく上でも、そうしたことへの理解が、御本人にも社会にも家族にもないとなかなか広まっていけないかなと思ったりしています。これがうまく活用されるためにも、きちんと医学の知識に基づくことが、広く社会の中で共有されて、いっしょに暮らしていくということが、今後ますます必要かなと思いました。私たち自身もまだまだ知識が足りていないかなと思うのですが、そうした発信もぜひ続けていただければなと思いました。

事務局：

委員がおっしゃるように、認知症や認知症本人の家族に対する正しい理解というのが非常に大切でございまして、所管の課で、そういう新しい認知症観というのを広げる活動をさせていただいておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

委員：

今回の計画が教育啓発に関する基本計画ということなので、教育啓発についていろいろ御説明いただいたのですが、人権政策というところの教育啓発と、実際にニーズがある人に対して行政で何ができるかというこの両輪があるわけで、今回は教育啓発の方を御説明いただいて、ニーズの方はニーズの方できちんと御対応いただいていると思いますので、それはそれでけっこうなことかと思えます。そういった中で、ニーズについて、非常に詳しく御説明いただいたのが性的少数者、LGBTのところについてです。このニーズにどう対応するかという話を県のパートナーシップ制度のところ御説明いただいたので、もう少しその点についてだけ御質問したいのが、このパートナーシップが実際に令和5年から始まって、県内で、市町で行っているものと県で行っているものがあるんでしょけれども、どれぐらい使われていて、資料2の16ページの利用可能な施策の一覧の部分が、どれくらい実際のニーズに沿っているのか、あるいはこれを超えた何かニーズが求められていて、それに対して何か対応しようという動きがあるのかとか、そういった点についてお分かりになる範囲で参考までに教えていただければと思います。

事務局：

まず香川県パートナーシップ制度の導入は、令和5年10月1日からです。この背景としましては、令和5年の4月から県内の全市町でパートナーシップ制度が導入されたということ。それから、国ではLGBT理解増進法が施行されたということ、なおかつ、前年に実施した県政世論調査の中で県民の意識をお聞きすると、LGBTという単語の理解はある程度進んでいるものの、一方で日常生活において課題を抱えていると考える方が非常に多いといったこと、そういった、まだまだLGBTの方が、職場や日常生活の中で非常に困っているというような意識が明らかになりましたので、こういったことを踏まえて10月1日から導入をしたものでございます。

制度設計にあたり、資料2の13ページに記載しておりますように、3本柱で進めております。①の利用の状況ですが、県営住宅への入居ですとかそういったものは、当事者団体の方からも非常に強い要望がありました。それについては、ニーズにマッチした施策であると考えておりますが、今のところ、実績という面では、入居された方はいらっしゃらないとお聞きしております。ただ、当事者団体からは非常にニーズが高かった事業でございます。

それから、資料2の16ページの下から3つ目の香川結婚応援パスポート comete という事業は、パートナーシップ関係となった方を対象に、少し料金を安く、物を購入ができるといったような制度になるんですけども、民間の事業者にもLGBTの理解を広めていくという意味では非常に有効だということで、当事者団体の方からもこういった事業ができないかということをお聞きしていただいたので、こういった部分についてはマッチしたものとなっているのではないかなと考えております。

当課としては、利用できる事業を一つでも二つでも広げていきたいと考えておりますので、引き続き、利用拡大に向けて取り組んでいきたいと考えています。

会長：

資料2の全体について、事業の具体的な実施内容が2番目の項目に出てくるわけなんですけれども、その当事者支援の中身と教育啓発に関する中身が混在しており、今回の場合は一応教育啓発に関する議案提案の推進状況ですが、当事者支援のことが主として書いてあるペーパーもあるわけです。

ですから、その大きな2のところをさらに二つに分けて、当事者支援の内容と教育啓発の内容を分けて各課から御報告いただくと、先ほどの高齢者の問題であれば、当事者支援の問題とその問題をどのように県民に対して教育啓発していくかを分けて御報告いただく方が分かりやすいのかなと思いました。

また、成果・課題の欄ですが、データ化、あるいは見える化をして成果・課題を出しているところと、がんばりますとか、成果も上がってますみたいな書き方をされているところと分かれてきていますが、やはりできるだけ、データ化、数値化、そういう形で示していただくと、我々としてもこれだけの成果が上がっているのかということが分かるかなと思いました。

委員：

資料2の29ページのインターネットの関係が、来年度の大きな事業というか、予算が200万円程度増えていますが、おそらくスマートフォンの利用に関する調査をされるのだと思うのですが、何か具体的に、例えばどの学年の子供たち、小中高とか、または、どのぐらいの時期とか、また何人ぐらいとか、そういうのがもし分かっていたら、それと県がスマートフォンは、1時間2時間とかいろいろなことをアピールされていますが、その辺との関連もあるのでしょうか。その辺、もし調査方法とかが分かっていたら教えてほしいです。というのも、孫がけっこう使うので、規制をしたいなと思ったりするんですがなかなか難しいし、使えないと子どもたちも困ると思うし、その辺の兼ね合いが大事かなと。

事務局：

香川県ネット・ゲーム依存症対策条例で、2年に1回調査をすることになっております。ちょうど令和8年度がその調査の対象の年となっておりますので、御指摘のとおり、予算を計上させていただいております。

詳細の内容につきましては、今からということになりますので、対象の児童などは、今の時点で申し上げることはできませんが、参考までに令和6年度に実施した内容を申し上げますと、小学生は4年生から6年生、中学生・高校生・特別支援学校高等部は1年生から3年生のうち、特定の学年のあるクラスを抽出で調査をさせていただいております。保護者、あるいは学校も調査をしております。詳細につきましては、県のホームページに結果を掲載させていただいております。

引き続き経年で追っていけるように、調査を進めていきたいと考えております。

議事(3) 最近の人権をめぐる動向について

委員：

資料3の1ページの県の人権相談窓口の相談状況として、令和2年度から7年度までだいたい10件前後あるということなんですが、この内容としては、次のページから御説明いただいた同和地区に関する識別情報が載っているんですけどどうしようかみたいな話を中心なのか、あるいはそれを含めて何か他にも部落差別に関する具体的に個人として被害を受けたというものも含んでいるのか教えていただけますか。

事務局：

資料3の1ページの中段の、最近5年間の県人権相談窓口での相談件数の状況です。令和7年度については144件中、7件が部落差別に関する相談があったということです。この7件の内訳には、同和地区を摘示する情報がインターネットに掲載しているといった相談はありません。この7件の内訳は、今年度についてですが、個別具体の相談なので詳細は申し上げにくいのですが、例えば就職をするにあたって差別的な質問を受けたといった御相談がありました。この御相談は何回かやりとりをさせてもらいましたので、件数としては4件程度カウントしております。それ以外としては、先輩から部落差別に関わるような発言を受けて非常にショックだったといったような相談ですとか、そういう形になります。

会長：

そういう意味では、県が把握している相談には、インターネット上の差別発言というのは特にないということですね。他県では様々な条例が作られているようですけども、香川県の場合には、少なくとも県が把握している段階では、そのような条例を必要とするような立法事実は今のところ、あまり見受けられないということなのかもしれません。

意見交換

委員：

隣保館研修に10年から20年ぐらい関わっていて思うことが、行政機関ということで職員の異動があります。私は、もともと精神科のソーシャルワーカーですから、相談援助、相談支援といった研修をしますが、10年経っても20年経っても30年経っても、人の生活に関わるということは、都度対応しなくてはいけないので、経験は豊富だけどそれで十分かと思ったら、やはり研鑽は積んでいかないといけない、というのがあるのですけれども、隣保館の職員さん一生懸命なんですけど、3年ごとに替わる。素人さんが相談援助するところから始まる。身の上相談に乗ることと、アドバイスすることと、指導することと、本人さんが立ち上がるのをサポートしていくことと、対人援助ですけど全部違います。

隣保館というところは、地域のコミュニティセンターということで、今は部落問題だけではなくて、生活支援向上、QOL向上と言っています。

部落差別は一見すると、建物が良くなって、ちょっと減ったかなと思う感じですけども、やはり、部落の人たちの自尊感情とか子どもの実際の教育レベルとか、課題はいっぱいあるんです。

そういうところがソーシャルワーク（福祉援助技術）の対象になります。

隣保館は県と市町の主管課が行いますから、県だけに言っても酷だと思んですけど、もう少し研修が蓄積されて、継続的に福祉的な援助ができるような環境づくりをすることはとても大事なんじゃないかなと。第一、隣保館は社会福祉事業法の第2種の施設になっていますから、実は社会福祉士の実習施設なんです。全国でもそれを行っているところはほぼなく、香川はゼロ。原因は、福祉に精通した人がいないということです。県は市町の指導的立場にあると思う。全課あげて、教育委員会も

そうだろうと思います。福祉専門職を1名でも置いてくれたら違うかと思う。香川県の館は28館あって、横のつながりはすごく深いです。1人でも2人でも、社会福祉士と精神保健福祉士を、厳しい財政状況というのは分かっていますが地域を良くしていくことは、このままゼロっていうのはおかしいというのが僕のスタンスです。よろしくお願いします。

「 以 上 」